特集 2013年分所得税 確定申告の手引き

2014年度税制「改革」―柱は大企業優遇

増税影響の緩和と財源確保の国民負担増が混在

みのり税理士法人
公認会計士・税理士 上野 精一

税制大綱の考え方と問題点

昨年末に与党自由民主党、公明党により決定された2014（平成26）年度税制改正大綱は、4月以降の消費税増税の影響を緩和する負担減と、その財源調達のための負担増が混在する辻褄合わせで、大企業優遇という印象が拭い去れません。

大綱の基本的考え方では、「日本経済はアベノミクスの効果で着実に上向いている一方、景気回復の実感は中小企業や地域経済には未だ十分浸透していない。税制改正に当たっては、こうした経済情勢への適切な対応が重要である一方、急速な少子高齢化への社会保障等への財源確保、格差是正、地方の活性化等の中長期的な課題にも取り込む。東日本大震災からの復興について税制面から強力に支援する。」と正論を謳っています。

しかし、先月のダボス会議で、安倍首相が法人税体系を国際的に競争できるものにする、脱デフレに向け企業減税が賃上げや設備投資に波及するよう「異次元の税制措置を断行する」と訴えたように、大綱の幹は内部留保が充分にある大企業優遇の内容に留まっています。

具体的には、安倍政権が最重要視するデフレ脱却・日本経済再生に向けた税制措置として、①復興特別法人税の1年前倒し廃止による賃金上昇、②生産性向上につながる設備等投資促進税制、企業の賃上げ支援のための所得拡大促進税制の拡充に加え、大企業にも飲食支出の50%の損金算入を認める交際費非課税の緩和等を大綱は掲げています。しかし、収益基盤が弱く内部留保も少ない中小企業への好影響は限定されたものになると考えます。

また、消費税増税の負担が相対的に重い所得者層への配慮と格差の是正を目的に、高所得者の給与所得控除の圧縮措置も盛り込まれましたが、社会保障改革と税の一体改革の展望を示さずに、高所得者だけに負担増を求めるのは場当たり的で、勤労意欲への影響が懸念されます。

なお、生活必需品等の消費税率を抑える軽減税率については、消費税率10%時に導入し、与党税制協議会において、社会保障を含む財政上の課題と併せ、対象品目や申告実務を含めた制度の詳細を平成26年12月までに決める方針も示しました。確かに、消費税率を引き上げる際の負担緩和策として、軽減税率を導入するのが現実的ではありますが、導入にともなう税収減のしわ寄せをどうするか、対象品目の選定や、申告実務の制度整備等の検討課題が山積しています。

医業関連の税制改正項目

医院経営に関連する項目で重要なものは以下の通りです。詳細が定まっていない項目もありますので、今後の動向にはご留意下さい。

1. 医業継続に係る相続税・贈与税の納税猶予等の特例措置の創設（図1）

持分の定めのある医療法人の出資者は、退社時に出資持分に応じた払戻請求権を行使できますが、出資持分の評価は取引相場のない株式における原則的評価に準じて計算されるため、多額の相続税や贈与税が生じる場合があります。持分の定めのない医療法人へ移行準備中に出資者が亡くなれば、出資持分に対する相続税の納税資金年捻出のため、医療法人が相続人から出資の払戻しを請求され、その経営継続が困難になってしまいます。そこで、大綱では特例措置の創設が盛り込まれ、相続人が持分の定めのある医療法人の持分を相続又は遺贈により取得した場合、その法人が認定医療法人（仮称 厚生労働大臣の認定必要）であるときは、担保の提供を条件に、移行計画の期間満了まで相続税の納税を猶予し、持分の全てを放棄した場合には、猶予税額が免除されます。また、出資者が持分を放棄したことにより他の出資者の持分が増加することで、当該他の出資者にみなし贈与税が課される場合についても同様の取り扱いとされることになります。

ただし、あくまで納税の猶予ですので、認定の取り消しがあった場合等には猶予税額と利子税を併せて納付することになりますので、特例措置の選択にあたっては慎重に検討する必要があります。

2. 所得拡大促進税制の見直し・拡充（図2）

給与等の支給額を増加させた場合、増加額の10%を税額控除する制度を、雇用者にとって使いやすいものとし、計画的・段階的な賃上げを支援したいという観点から、その要件を緩和するとともに、適用期限を2017（平成29）年度末まで2年間延長します。

3. 国家戦略特区

地域限定で規制緩和する国家戦略特区事業に対しては、設備投資や研究開発を推進する税制優遇措置を設けますが、単なる地域支援ではなく、国際的イノベーション拠点で、我が国の経済再生に寄与するインパクトある事業を定めるとされています。特に優遇される中核事業として、先端技術を活用した医療等が最初に対象とされました。現在医療分野では、病院や介護施設を一体運営し経営の効率化を図る目的で、複数の医療法人や社会福祉法人をまとめて運営できる制度の創設などが政府内で議論されています。

4. ゴルフ会員権売却損（個人所得税）

医業経営とは直接関連ありませんが、譲渡損失につき、医院等の事業所得との損益通算及び雑損控除を適用することができない「生活に通常必要でない資産」の範囲に、ゴルフ会員権が加えられ、今年の4月1日以後に行う資産の譲渡等について適用されます。ゴルフ会員権の売却損と事業所得との損益通算ができなくなりますのでご注意ください。

図1 医業継続に係る相続税・贈与税の納税猶予等の特例措置の創設（相続税・贈与税）

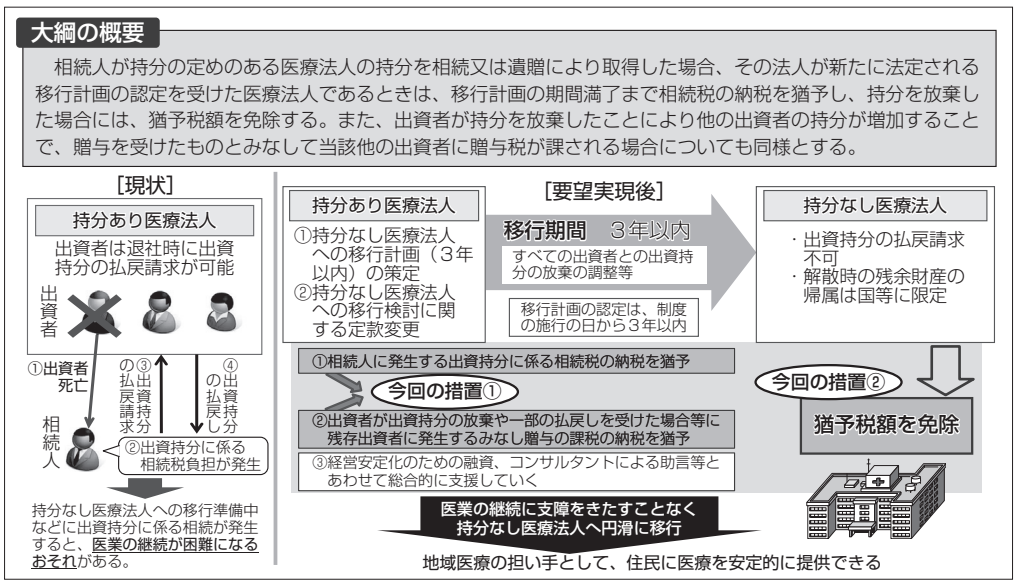

出典）厚生労働省ホームページ「平成26年度税制改正の概要」より

図2 所得拡大促進税制の見直し・拡充（法人税・所得税・法人住民税）

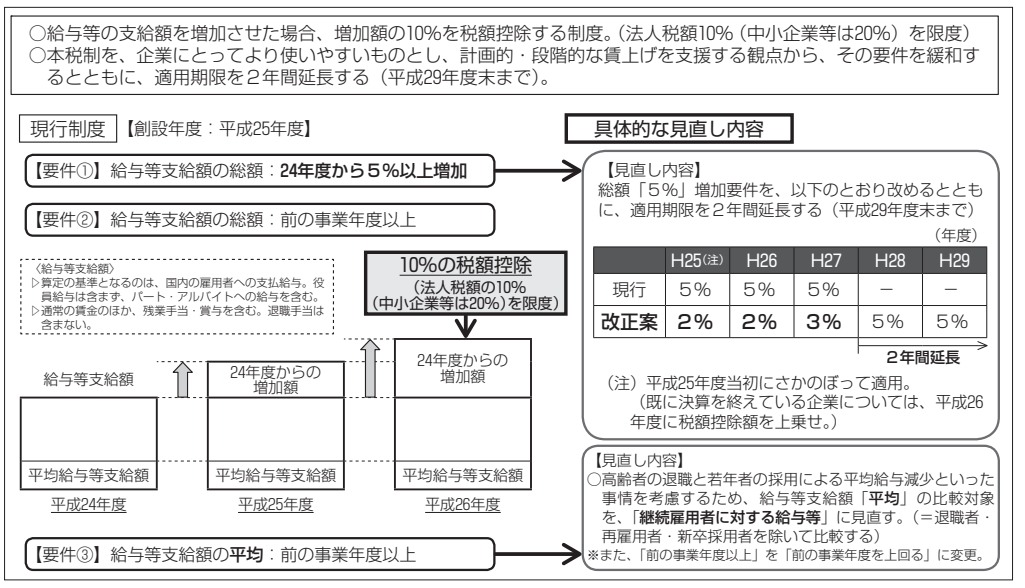

出典）経済産業省ホームページ「平成26年度税制改正の概要」より

確定申告 個別相談会のご案内

期 間 2月26日(水)～3月12日(水)

時間帯 相談者ごとに2時間 事前予約制です
①10時～ ②13時～ ③15時～

ご予約はお電話で協会（06-6568-7731）まで

※医業以外の所得（不動産、譲渡等）がある場合は、必ずお申し出ください。

会 場 保険医会館3階会議室
担 当 協会医業税理士団
会 費 基本2万円

※医業以外の所得や複数人数分のご相談には別途費用が生じます。
※持参していただく資料については電話予約時にお伝えします。